平成２７年（フ）第４７７号
兵庫県姫路市町坪南町31番地　レオパレスシュロス103、従前の住所兵庫県たつの市龍野町富永679番地（106）
債務者　長谷川和哉
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７８６号
広島市安佐南区高取南１丁目１番14―101号新原第６マンション
債務者　服免　幸恵
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８０５号
広島市南区翠５丁目７番５―503号
債務者　池本三由紀
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２１号
広島県廿日市市須賀１番20号
債務者　村上こずえ
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８２２号
広島県東広島市高屋町白市705番地15
債務者　山本久美也
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８３５号
広島市安佐南区東原２丁目14番40―209号
債務者　西村　雅博
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７号
香川県仲多度郡まんのう町吉野下170番地10　ＦＡＩＲＹ・ＳＭＩＬＥ　Ｂ104号
債務者　三井　友紀（旧姓日下）
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２２９号
福岡県三井郡大刀洗町大字下高橋3466番地１
債務者　下田征喜子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４２９号
大分市大字奥田704番地の１
債務者　寺田　政吉
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４２５号
鹿児島県鹿児島市中山２丁目23番５号（藤崎ビル201号）
債務者　迫　利代子
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４３０号
鹿児島県鹿児島市花尾町1265番地１
債務者　浅野　　博
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４３４号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目28番16号（ＫＳハイツ102号）
債務者　矢野　憲昭
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４３５号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目28番16号（ＫＳハイツ102号）
債務者　矢野美由紀
1　決定年月日時　平成28年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第４４１号
鹿児島県鹿児島市玉里町19番８号（京竹楽106号）
債務者　岩元真一郎
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
茨城県つくば市上広岡433番地　山田住宅１号
債務者　永田　翔吾
1　決定年月日時　平成28年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
長野県諏訪市大字四賀2751番地15　矢崎コーポ２号
債務者　原田　　仁
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６１号
長野県諏訪市大字四賀2751番地15　矢崎コーポ２号
債務者　原田けい子
1　決定年月日時　平成28年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部